

# 第1章 計画の基本的考え方

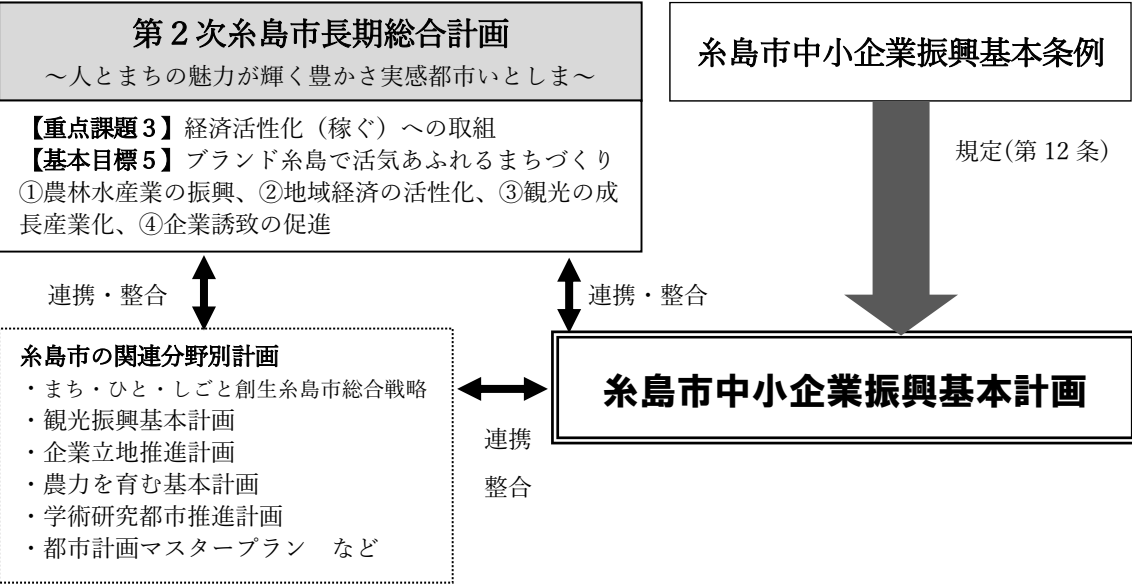
## 1. 計画の目的

糸島市では、中小企業が本市の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることから、中小企業の振興を、中小企業者の自主的な努力を基本としつつも、市や中小企業支援団体、教育機関、市民が、それぞれの立場で一丸となって取り組むことで、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的として、2020（令和2）年12月に、中小企業振興に関する基本理念などを定めた糸島市中小企業振興基本条例を施行しました。

この条例に基づき、中小企業振興に関する施策や目標値を示した「糸島市中小企業振興基本計画」を策定し、市内中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、糸島市中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興の具体的な施策を示すものです。また、市政運営の最上位計画である第2次糸島市長期総合計画に基づく中小企業分野の個別計画と位置付けられます。そこで、第2次糸島市長期総合計画の重点課題3「経済活性化（稼ぐ）への取組」や重点目標5「ブランド糸島で活気あふれるまちづくり」に係る施策においては、本計画と連携した実施が必要です。また、他の関連する分野別計画とも、連携・整合を図りながら計画を進めることが求められます。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、中小企業を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえて、必要に応じて計画を見直していくものとします。

### 4. 中小企業の定義

本計画において、「中小企業者」及び「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定により下記の範囲とします。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時従業員数	常時従業員数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5000万円以下	50人以下	5人以下

## 第2章 中小企業振興の方向性

### 1. 糸島市中小企業振興基本条例の概要

糸島市中小企業振興基本条例では、中小企業の振興に関する「基本理念」を明らかにするとともに、「中小企業の振興に関する施策」、「市の責務、中小企業者等の努力及び市民の理解と協力」等について具体的に示しています。

#### 基本理念 中小企業の振興にあたっての4つの基本的な考え方

- ①中小企業者自ら経営の改善及び向上に努める
- ②本市の地域特性を生かした施策により推進する
- ③関係機関との相互連携と市民の協力を基本として推進する
- ④経営基盤が弱い小規模企業者に配慮して推進する

#### 基本施策 中小企業の振興にあたっての5つの柱

- ①経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策
- ②人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策
- ③創業及び事業承継に関する施策
- ④災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策
- ⑤中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

### 2. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

2015年（平成27年）の国連サミットで、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsとは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画においても、持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの目標を意識しながら、中小企業振興施策を展開していきます。

#### 【SDGs 17のゴール】



### 3. 目指すべき将来像

## みんなで作る中小企業が元気なまち

市内中小企業者は、自らが糸島市の経済を担い、地域を支え、地域にとって不可欠な存在であることの自覚と誇りを持ち、自主的な経営努力のもと、自社の利益追求のみにとどまらず、地域社会の持続的な発展を目指します。また、中小企業者、国、県、市、中小企業支援団体、金融機関、教育機関、大学等研究機関及び大企業者の相互連携と市民の協力により、地域が一丸となり中小企業を支援し、地域経済の発展と市民生活の向上を目指します。

